

# 広報

# びゅうが

54/11  
(No. 295)

### ◆市民憲章◆

会合の時間を正しく守りましょう  
公共の物をたいせつにしましょう  
教養を高め、ひろく人材を育てましょう  
積極進取の意気をもって働きましょう

(昭和41年4月1日制定)

発行所：日向市本町10番5号 日向市役所総務課 ☎2111



ことしは「国際児童年」。国連で「児童権利宣言」が採択されてから、ちょうど二十年目にあたりますが、これを記念してことしを「国際児童年」とすることに決まったものです。

子どもは民族の宝、世界の宝という考えかたにたち、国際児童年を機に児童問題についての認識を高め、いま、子どもたちがほんとうに幸せなのかどうか、子どもたちをとりまく生活環境はこれでもいいのか——など、それぞれ関心を高めていこうという年なのです。

ことしは、年間を通じて児童問題についての関心を高めるためにいろいろな行事が催されましたし、こんごも行われることになっています。とくに、十一月二十日の「児童権利宣言記念日」の前後を重点に、児童問題について関心を高めよう——と行事が催されることになっており、日向市でも十一月二十三日に「児童フェスティバル」が日向勤労青少年体育センターで行われます。

この機会に、「子ども」や「児童問題」についてみんなで考えてみましょう。

ところで、十一月三日の文化の日、市立保育所（上町、日知屋、細島）の合同運動会が大王谷運動公園で行われました。

運動会には三つの保育所の園児二百四十人と、父母や家族などあわせて約五百人が参加。三十メートル徒走や遊戯、おとうさんやおかさんとのダンス、そして保育所対抗の綱引きなど、たくさんのおゲームとおもしろい弁当で楽しい一日を過ごしました。

(広報紙の早期配布にご協力を)

(54年11月1日現在)

男	27,497人	6人減
女	30,158人	46人増
計	57,655人	40人増
世帯数	16,789	30増

- 2ページ～4ページ 財政事情の公表から
- 3ページ 日高市議会議長逝く
- 4ページ…秋の叙勲・褒章に5氏
- 5ページ…成人式典のご案内
- 6ページ…おしらせ

人 回 ごとあんない

## 消火の基本

熱を下げて消す（冷却消火）——火事と聞いたなら、まず「水」と反射的にピンとくるほど水は冷却消火のチャンピオンです。また、天ぷらなべに火がはいった時など、手近にある野菜を入れるも冷却消火の一つの方法です。また、火災発生原因の「常習犯」である、タバコの「投げ捨て」「歩行中の喫煙」「寝たばこ」は、絶対しないように心がけましょう。

十一月から三月にかけての冬場は、石油ストーブなどの暖房器具を使うことから、一年のうちでも最も火事の多い季節。

ことしも、十一月二十六日から十二月二日まで、秋の全国火災予防運動が繰り広げられます。今回は、とくに火を消すための「三つの基本」について考えてみました。

火が出る——ものが燃えるためには「燃えるもの」と「空気（酸素）」と「熱」が必要です。これはいわば「火の三要素」といえます。このうち、どれか一つでも欠けると、ものは燃えません。つまり火を消すということは、この「燃える三要素」のどれか一つを取り除く、あるいは、しゃ断してやればよいということなのです。

私たちは、ふだん家庭の台所などで、毎日、火をつけたり消したりしています。このような「点火」と「消火」のしくみは別の言い方をすれば、燃える三要素を組み合わせた「仲たがい」させたりしていることになるのです。消火のコツも、ここにあります。

消火の方法は、この燃える三要素に見合った三つの形が考えられます。つまり、

燃えるものを取り除く（除去消火）——例としては、ガス火災のときなどは、ガスを閉めて、「火元」を断つたり、山火事るとき周囲の木を切って延焼を防ぐ場合などがあります。

空気（酸素）を断つ（窒息消火）——天ぷらなべを上げていて電話がかかり、うっかり長話になって戻ってみると、なべに火がはいっている——こんな時とつさに、なべにフタをすれば酸素が断たれ、火は消えます。

また、倒れた石油ストーブが燃えだしたときは、シーツなどを水にぬらしてかぶせると消すことができます。

このような消火方法が、窒息消火です。

日向市財政事情公表から

このように  
使われました

一般会計  
93億4千万円

財政事情の公表を「広報ひゅうが」に掲載しはじめて今回が五回目。目的や内容についてもかなり変わってきたことと思います。こんどの公表は、昭和五十三年度決算、昭和五十四年度上半期（四月～九月）の予算状況、市民負担の状況が中心になっています。そこで、今月号は五十三年度決算と前回（五月号）約束しました「市債」の状況についてその概要をご紹介します。私たちの「台所」は、豊かなのか、貧しいのか、みんな考えてみましょう。

表1 決算状況 (単位：千円)

区分	昭和52年度	昭和53年度	比較
歳入総額	7,452,775	9,422,458	1,969,683
歳出総額	7,402,678	9,345,472	1,942,794
歳入歳出差引き	50,097	76,986	26,889

石油ショック、円高と続いたわが国の経済は、かつてない不況となり、国債の増発に明け暮れて市の財政も苦しい状態にありました。このため、国は公共事業を大規模に増やし、国内需要を拡大。市は、国のこれらの施策に基づいて市民各層から要望のあった諸事業を実施したため、五十三年度決算は前年度と比較して大型決算となりました。さらに、一般会計、特別会計とも赤字をまぬがれることができたことを申し添えておきます。

昭和五十三年度の一般会計は表1の決算表でおわかりのように、七千六百九十八万六千円の黒字となっています。この決算額を五十二年と比較すると、歳入で十九億六千九百六十八万三千円（二十六・四割）、歳出で十九億四千二百七十九万四千円（二十六・二割）も増加したことになります。

このように、市の財政が年々大型化したのは、景気浮揚をはかるため、公共事業に多額の予算を投入したことによるものです。まず、歳入についてですが、一般会計歳入総額九十四億二千二百四十五万八千円の内訳は、表2のように前年度と比較して国庫支出金、市債、市税、地方

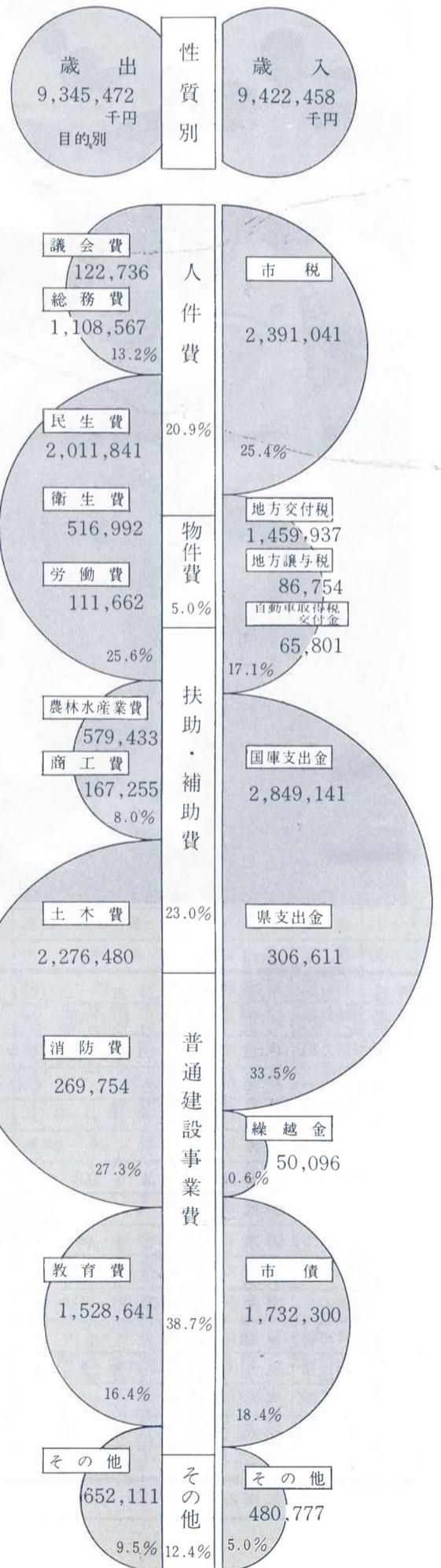
交付税の順に増加しています。占めています。ところが、これら歳入金の中には、市が自主的に収入するもの（自主財源という。）として市税、分担金および負担金、使用料および手数料、財産収入、寄付金、繰越金、諸収入があり、この額は二十九億一千四百七十七千円、五十二年の二十五億二千八百八十二万一千円に比べて、四億七千五百八十八万六千円（十六・三割）増加しているのに対し、地方譲与税、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、市債などの歳入金は、市が自主的に収入するものでなく、国や県の意向に左右されたり、また借入金として収入されるもの（依存財源という。）で、この額は六十五億一千二百五十一千円、さらに五十二年に比較すると十五億六千二百九十七千円（三十一・六割）増え、自主財源より依存財源の伸びが大きくなっています。

このことは、市の財政力がまだまだ弱いということですが、反面、自主財源を有効に使い、国・県の資金をじゅうぶんに活用したとも言えると思います。ただ、依存財源の中には市債、

53年度決算

一般会計でも黒字

一般会計 (単位：千円、%)



つまり借入金が十七億三千二百三十万円で、この借入金を返済するうえで、財政

目的別歳出

土木費がトップ

つぎに、歳出の目的別決算の状況について説明します。五十二年度は、民生費（生活保護費など）が総額の二十三・五割で、最も多額でしたが、五十二年度は土木費で二十四・四割となつています。土木費が多か

つたのは、都市計画の各事業費が大規模化したためで、土木費について民生費、教育費、総務費、農林水産業費、公債費、衛生費の順になっています。ところで、土木費の中でおもなものは、曾根、亀崎、比良三

地区の土地整理事業、中原橋新設事業、財光寺一仙ヶ崎通線改良事業、日知屋、富高幹線下水路事業、大王谷、お倉ヶ浜公園事業のほか、道路新設改良、汐田橋かけ替え工事などとなっています。また、教育費の中のおもなものは日知屋小学校改築事業、財光寺南小学校新設事業、日知屋東小学校、大王谷小学校の増築事業、日知屋東小学校新設事業などです。以上が、歳出の目的別にみた決算の概要でした。

表2 歳入表 (単位：千円、%)

区分	昭和52年度	構成比	昭和53年度	構成比	比較	増減率
市税	2,104,665	28.3	2,391,041	25.4	286,376	13.2
地方譲与税	82,008	1.1	86,754	0.9	4,746	5.8
自動車取得税交付金	52,997	0.7	65,801	0.7	12,804	24.2
地方交付税	1,206,194	16.2	1,459,937	15.5	253,743	19.5
交通安全対策特別交付金	8,016	0.1	11,507	0.1	3,491	43.6
分担金及び負担金	77,367	1.0	159,852	1.7	82,485	106.6
使用料及び手数料	24,536	0.3	21,640	0.2	△2,896	△11.8
国庫支出金	2,046,421	27.5	2,849,141	30.2	802,720	39.2
県支出金	269,918	3.6	306,611	3.3	36,693	13.6
財産収入	52,658	0.7	90,198	1.0	37,540	71.3
寄附金	1,479	-	585	-	△894	△60.5
繰入金	-	-	-	-	-	-
繰越金	5,616	0.1	50,096	0.5	44,480	792.0
諸収入	236,500	3.2	196,995	2.1	△39,505	△16.7
市債	1,284,400	17.2	1,732,300	18.4	447,900	34.9
歳入合計	7,452,775	100.0	9,422,458	100.0	1,969,683	26.4

性質別歳出

公共事業が大型化

ところで、これら目的別歳出の区分の方法のほか、表4に示すような性質別に比較する方法もあります。この表でもわかるように、大きく分けて義務的経費、投資的経費、その他の行政費の三つに区分できますが、おおまかにいって投資的経費、なかでも普通建設事業費は市民の生活環境整備、教育施設の充実などに出資したもののだけに、財政上は多いほど好ましい経費です。反面、義務的経費は少なければ少ないほど、財政上の弾力性があることとなります。

六・七割の増となつていますが、おもなものは、扶助費二億九千六十七万一千円、公債費(借入金返済金)二億五千九百九十七万四千円、公債費のうち一億四千九百四十四万四千円は、金利の高いものについて期限到来前に返済、つまり繰り上げ償還したものが含まれております。義務的経費が総額に占める割合は、四十五・六割、五十二年より三・七割減少してあります。

その他の行政費は、五十二年に比較して四億八十三万五千円の増で、なかでも積立金が二億九百四十四万二千円増加しているのは、文化会館建設資金として八千八百九十五万三千円の積み立てを行ったほか、こんごの突発的な財政需要に備え、財政調整資金として一億三千七百六十二万七千円の積み立てをしたためです。

法人税に伸び

間接税は横ばい

市税総額二十三億九千四百四十一千円を税目ごとに五十二年と比較したものが表3です。この表でおわかりのように、市民税と固定資産税の二つで市税総額の八十六割余となつており、前年度と比較してみても市民税の伸び率が高いことがわかります。市民税のうち個人分として納付された額は六億三千四百一十萬一千円(前年度五億一千七百八万三千円、伸び率二十二・六割)、法人分として納付された額は二億五千四百五十二万五千円(前年度一億九千四百三十七万一千円、伸び率三十三・九割)で、法人分の伸びがよくなつてゐることを示しています。

表3 市税の状況 (単位:千円,%)

区分	昭和52年度	構成比	昭和53年度	構成比	比較	伸び率
市民税	711,454	33.8	888,626	37.1	177,172	24.9
固定資産税	1,062,981	50.5	1,173,741	49.1	110,760	10.4
軽自動車税	22,301	1.1	23,694	1.0	1,393	6.2
たばこ消費税	180,294	8.6	180,752	7.6	458	0.2
電気税	106,200	5.0	107,603	4.5	1,403	1.3
木材引取税	27	-	49	-	22	81.5
特別土地保有税	21,175	1.0	15,773	0.7	△5,402	△25.5
水利地益税	233	-	803	-	570	244.6
計	2,104,665	100.0	2,391,041	100.0	286,376	13.6

表4 歳出(性質別) (単位:千円,%)

区分	昭和52年度	構成比	昭和53年度	構成比	比較	伸び率
義務的経費	3,648,892	49.3	4,257,045	45.6	608,153	16.7
人件費	1,888,548	25.5	1,954,056	20.9	65,508	3.5
扶助費	1,432,230	19.4	1,722,901	18.5	290,671	20.3
公債費	328,114	4.4	580,088	6.2	251,974	77.0
投資的経費	2,836,077	38.3	3,769,883	40.3	933,806	32.9
普通建設事業費	2,696,652	36.4	3,618,778	38.7	922,126	34.2
災害復旧事業費	29,244	0.4	39,443	0.4	10,199	34.9
失業対策事業費	110,181	1.5	111,662	1.2	1,481	1.3
その他の行政費	917,709	12.4	1,318,544	14.1	400,835	43.7
物件費	391,491	5.3	470,257	5.1	78,766	20.1
維持補修費	65,371	0.9	67,467	0.7	2,096	3.2
積立金	17,139	0.2	226,581	2.4	209,442	122.2
投資及び出資金	774	-	2,156	-	1,382	178.6
補助費等	343,581	4.7	423,561	4.5	79,980	23.3
貸付金	82,400	1.1	102,200	1.1	19,800	24.0
繰出金	16,953	0.2	126,322	0.3	9,369	55.3
歳出合計	7,402,678	100.0	9,345,472	100.0	1,942,794	26.2

市議会議長・市体育協会会長

日高達吉氏逝く



日向市議会議長、市体育協会会長の日高達吉氏が十一月八日未明死去されました。五十六歳でした。

日高議長は、大正十二年三月二十一日市内本町に生まれ、富高尋常小学校、旧制延岡中を経て東京農業大学へ進み、昭和十九年三月に同大学を卒業するまで、専門的な山林経営について学ばれました。

昭和三十八年、市議会議員に初当選以来連続五期務められ、この間総務常任委員長、経済常

任委員長、市監査委員、そして昭和五十年五月から五十四年五月からの第十三代、十五代議長などの要職にありました。また、議会活動とともにスポーツの振興にも情熱をそそぎ、昭和四十二年四月から市体育協会会長、五十二年五月から県体育協会副会長を務め、市のスポーツ振興はもとより、第三十四回国民体育大会の成功にむけて、東奔西走されたのです。

このほか、市社会教育委員、

日高議長のこれらの功績に対して、昭和二十九年に県緑化推進委員会会長から、永年の林業により緑化に功労があったとして表彰、昭和四十八年スポーツ功労者として、宮崎県体育協会会長表彰、昭和四十九年社会教育功労者として、宮崎県教育委員会委員長表彰、そして昭和四十八年と五十三年には、永年在職市議会議長として全国市議会議長会会長表彰などがおくられております。

日向市議会議長・故日高達吉氏の合同葬(日向市議会と日高家)は、十一月十日午後一時から市内中町の正念寺に約九百五十人の人びとが出席してしめやかに行われました。

菊の花で飾られた正念寺の本堂にご遺体が安置され、読経に続いて葬儀委員長・三樹光男市議会議長が「このたびの突如のご逝去は、私ども議員一同、ただばう然とするばかり、いまだ信じられない気持ちで、限りなく悲しみ痛恨のきわみでございます……私どもは、あなたの

ご人格を慕い、生前の市政の上でいたされた偉大な功績と、ご指導を心に深く刻み、微力を尽し市政のため精進する覚悟でございます……」と弔文を読み上げたあと、甲斐市長、岩切県体育協会会長、友人代表の日高栄氏などが弔辞を述べ、故人のめい福を祈りました。

また、故人最後の議会となった八月二十七日(九月定例議会初日)の、議長席からの声が録音で流されると、参列者の中からすすり泣きの声が聞こえ、あらためて生前の日高議長のご遺徳をしのびました。

ご会葬お礼

日向市議会議長・故日高達吉殿の合同葬に際しましては、ご丁重なるご弔辞、ご香料を賜わり、ご多用中にもかかわらずご会葬いただきありがとうございます。心からお礼を申し上げます。日向市議会副議長三樹光男

市債総額が61億円

財政運営に影響大

歳入で、市債が毎年大きなウエートを占めていることは、み

それでは、市債の状況についてご紹介いたします。

この数年、この借金は毎年十億円以上の借り入れをしてい

ますので、こんごは、その返済が財政に大きな影響を及ぼすこと

になるのではと思われま

す。市債総額は六十一億四千六百

四十七万二千円で、五十二年

末より十六億二千八百七十三

千

円

に

な

り

図1 事業別内訳の状況 (単位:千円,%)

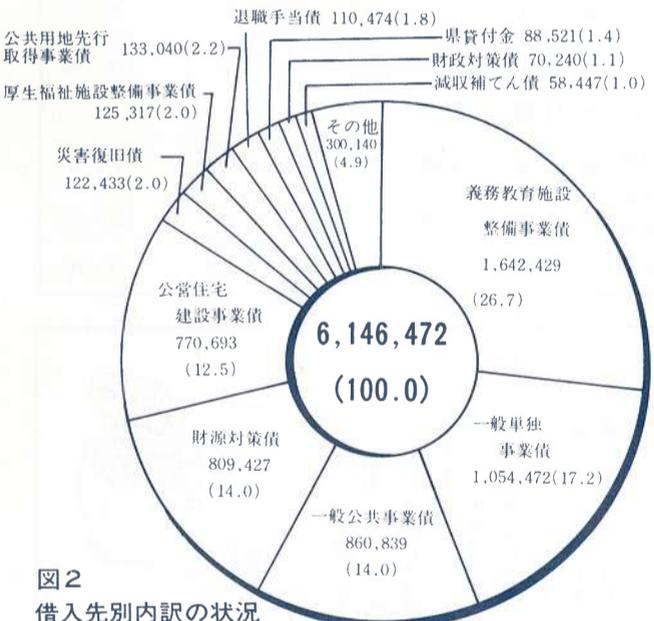
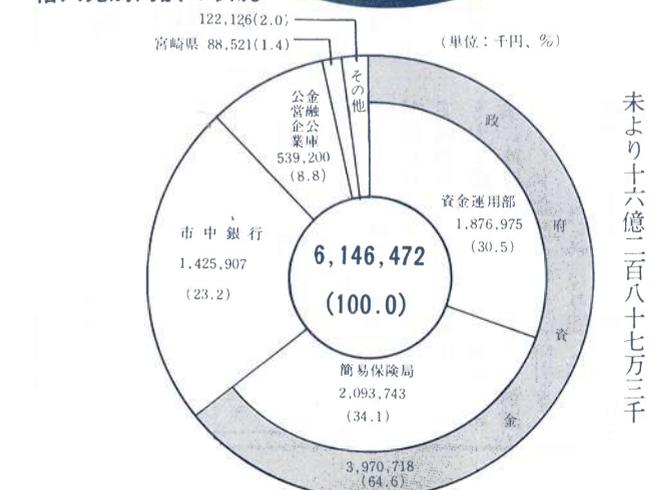


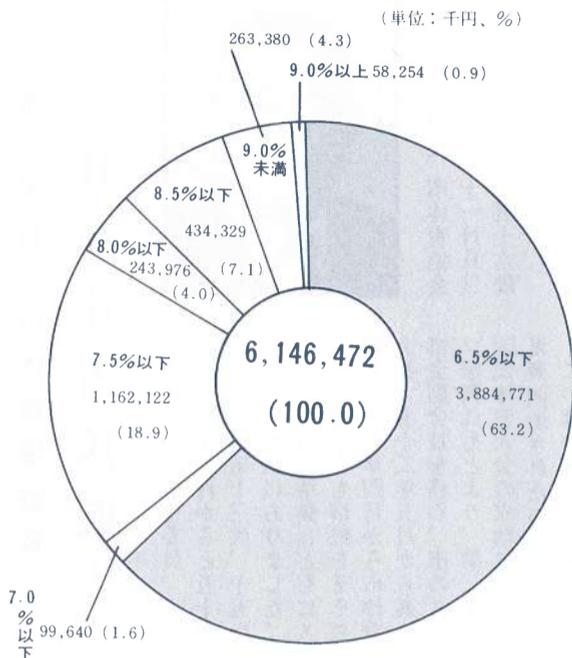
図2 借入先別内訳の状況 (単位:千円,%)



円増加しましたが、なかでも道路、橋、公園、土地区画整理事業などの事業費のために借り入れしたものが最も多くなつており、ついで小中学校の整備事業となつています。歳入不足対策はここ、二、三年不況対策として公共事業を推進しましたが、これら事業費にあてられた市債

の返済金の一部を、国が補てんをしようというものです。ところで、これらの借金をどこから借り入れたかを表わしたものが図2です。大部分が政府資金を借り入れていますが、市中銀行からのものも少なくありません。ですから、市民のみならずが積まれた郵便貯金、銀行

図3 利率別内訳の状況



四人に叙勲 褒章は一人



十一月三日の「秋の叙勲」に市内から黒木倉吉さん(72歳)、河野新さん(72歳)、西田澁さん(72歳)、治田繁雄さん(73歳)が選ばれました。

黒木さんは細島の出身で、三十九年間にわたって県内の学校教育に功績を残したという教育功勞で、勲五等双光旭日章を受章されました。

河野さんは富高の出身で、三十九年間にわたって学校教育にたずさわって情熱を燃やしてきたという教育功勞で、勲五等瑞宝章を受章されました。

西田さんは日知屋の出身で、ことし五月までの通算三期十二年間、市議会議員として活躍。地方自治に功勞したということで勲六等単光旭日章を受章されました。

治田さんは財光寺の出身で、ことし五月までの三期十二年間市議会議員として活躍され、地方自治に功勞したということで勲六等単光旭日章を受章されました。

また、各界の功勞者に対して贈られる褒章で、市内財光寺の赤木美芳さん(70歳)が、永年

にわたって養鶏業にたずさわり、すぐれたヒナの育成に尽力したという功績で黄綬褒章を受章されました。

赤木さんは、昭和七年からの道に入り、四十七年たつたいまもヒナを育てる現役。現在、日本養鶏協会九州ブロック連絡協議会会長などをつとめておられます。

写真は上から、黒木倉吉さん、河野新さん、西田澁さん、治田繁雄さん、赤木美芳さん。(順不同)

表5 特別会計決算状況

会計名	区分	昭和52年度	昭和53年度	比較
公営住宅事業	歳入	378,263	610,906	232,643
	歳出	376,696	603,729	227,033
	差引額	1,567	7,177	5,610
住宅新築資金	歳入	22,826	10,330	△12,496
	歳出	22,442	7,405	△15,037
	差引額	384	2,925	2,541
地区区画整理事業	歳入	46,259	24,078	△22,181
	歳出	41,667	19,555	△22,112
	差引額	4,592	4,523	△69
整理事業	歳入	111,336	36,538	△74,798
	歳出	103,206	34,840	△68,366
	差引額	8,130	1,698	△6,432
下水道事業	歳入	—	387,595	387,595
	歳出	—	387,595	387,595
	差引額	—	0	0
国民健康事業	歳入	1,017,073	1,284,476	267,403
	歳出	942,455	1,221,850	279,395
	差引額	74,618	62,626	△11,992

預金などが、市の行う各種事業の事業費に借り入れされることになっていきます。借金ですから当然のように利子をつけなければなりません。金利別では、図3のように年利六・五割以下が全体の六十三・二割(三十八億八千四百七十七万一千円)、

年利七割以下が一・六割(九千九百六十四万四千元)、年利七・五割以下が八・九割(十一億六千二百二十二万二千円)、年利八割以下が四割(二億四千三百九十七万六千円)、年利八・五割以下が七・一割(四億三千四百三十二万九千九百九十九円)、年利九割未満が四・三割(二億六千三百三十八万四千元)、年利九割以上が〇・九割(五千八百二十五万四千円)というように、年利六・五割くらいから九割以上まで幅広い金利で借り入れされており、過半数は六・五割未満となっております。

特別会計の決算状況

昭和五十三年度の六つの特別会計は、いずれの会計も黒字決算になりました。会計ごとの収支の状況は表5のとおりです。

財政事情に理解を

つぎつぎにわが国経済を不況におとし入れた石油ショック、円高の傷あとも、最近では徐々に回復しはじめていますが、まだ地域的な差異があり、当市も高度経済成長期に比べ、七十割とも八十割ともいわれています。

はがきでどうぞ 県は、県政に対する意見、要望などをみなさんから広くきくため「県政への提言」という制度をつくりました。「はがき」は、市役所受付にありますので、建設的なご意見をお出しください。

国では新年度予算の基本的な姿勢として、新しい財源の確保案や歳出抑制案などが検討されているようですが、いずれにしても、こんごは現景気の維持と財政再建の二つの大きな目標がかかげられており、将来の財政はきびしいものが予想されています。

この機会に、市民のみならずが日向市の財政事情を理解し、市政発展のため積極的なご協力をしていただきますようお願いいたします。

児童手当を改正

昭和四十七年に発足した「児童手当法」が、今回一部改正され、支給額がどのように変わりました。



おんきん問答 (11)

【問】 私はことし六十歳になり、国民年金は昭和三十六年に始まったときから六十歳になるまで納めていました。ところで、年金は六十五歳以前でももらえるということを知りましたが、今からもう六十五歳になってからもう六十五歳になってからもう六十五歳になるまでどう違うのでしょうか。

【答】 国民年金の老齢年金支給開始年齢は、原則として六十五歳とされています。でも、六十歳以上六十五歳未満のあいだに支給を希望するときは、その時から年金が受けられます。このように、六十五歳より前に年金の支給を希望することを「繰り上げ請求」といいます。この繰り上げ請求をした場合、年金額は六十五歳になつてから請求して受ける年金の額から一定の割合で減額された額になります。

減額される割合は、繰り上げ支給を希望したときの年齢に応じてつぎのように決められています。

繰上げ請求するときの年齢	減額率	支給率
60歳以上	42%	58%
61歳以上	45%	55%
62歳以上	48%	52%
63歳以上	50%	50%
64歳以上	55%	45%
65歳未満	80%	20%
65歳以上	89%	11%

そして、繰り上げ請求により減額された年金は将来にわたって減額され、六十五歳になつても七十歳になつても、満額の年金にはなりません。また、物価スライドなどで年金額が引き上げられても、やはり同じ割合で減額されますので、繰り上げ請求をするときは、じゅうぶん考慮する必要があります。あなたの年金額を計算してみますと、六十五歳で請求してもらう場合は約三十七万円ですが、もし、いま六十二歳で請求してもらおうにすると七十二%しか支給されませんので、約二十六万六千円になります。おわかりのように約十万四千円が減額されるわけです。

繰り上げ請求をするか、しないかは、本人の自由ですが、日本人の平均寿命の伸びや、減額された年金を一生受けなければならぬことを考えると、繰り上げ請求が必ずしも有利ではないといえます。

は、新たに認定請求する必要がある場合があります。この場合、一月一日現在住んでいたところの市町村長が証明する所得割額、有無、所得額についての証明書をもらって認定請求書といっしょに福祉事務所へ提出してください。

この手続きがないと、手当ての支給を受けることができませんので、じゅうぶん注意してください。くわしいことについては、市福祉事務所(☎②二二二一、内線五六四)へおたずねください。

# 納税組合 地域への信頼感を高める

十一月十一日から十七日まで「税を知る週間」でした。私たちが豊かな生活を送り、住みよい町をつくるために税金はいろいろなお金で使われています。社会福祉、公立学校の建設、道路、住宅、そして下水道やごみの処理などです。

このように幅広い分野で役だっている税金は、私たちが安定した生活を望むとき、社会の一員として負担しなければならぬ「会費」といえるでしょう。この機会に税金と私たちの暮らしについて考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

ところで、先ごろ開かれた「納税組合長総会」の席上、納税組合についての事例発表がありました。



木村 一郎さん（永江町）

永江町は区画整理事業後十年を過ぎ、戸数も年ごとに増加している。就学児童生徒も多く、親子会活動による地域の連帯感の高いところだ。子どもたちが

したので、その概要をおしらせします。

納税組合に加入していないかた、また納税組合をつくっていない地区のみなさんも、一度考えてみてはいかがでしょう。

成長し進歩するにしたがって親子会会員も少なくなり、私自身さびしい思いをしていた。せつなく地域の連帯感も高まっているものを、何とか維持したいと考えていたが、納税組合の話が出たときこれもひとつの公民館活動だと考えた。みんなで励ましいあい、協力しあうことで連帯感を保つことができると思った。発起人を決め趣意書を回覧したところ、ほとんど賛成の署名が返ってきたので早速総会を開いて結成した。今回いただいた奨励金は八万八千円だった。当然納めるべき税金を納めたのにすぎないが「組合で協力して納めたために奨励金がいただける」ということは非常にありがたい。組合員のみなさんと相談して有効に使いたいと思う。

こんごも、よりよい地域づくりをすすめる一方、組合の設立をしていない地区の人たちに、

和地区に対する焼きうち事件や襲撃事件など、その運動の精神を理解しきれない人たちによって悲しむべき事件が起これ、さらに学校や軍隊などでも差別事件があつた。政府は、こうした実情にかんがみ、さらに従来からの融和運動の強化につとめ、大正十二年（一九二二）には地方改善費を四十九万一千円に増額するほどでした。一方、民間でも、その

## 同和問題を考えましょう

差別をなくすために

18

年に融和団体を統合し、全国的な連合体としての「中央融和事業協会」をつくり、内務省の外かく団体として水平運動に対処する動きなどがみられました。このように、同和問題の処理をめぐって、大正末期の情勢は複雑な姿をみせています。とくに、当時の社会情勢としては、第一次世界大戦後の不況がいっそう深刻化し、そのために、都市においては労働運動がさかん

なりました。長江団地は新開の地だが公民館活動の活発な地区であるので、団地内二百戸の全加入を目標にして拡大につとめている。納税組合を結成してよかったと思う点は――

①滞納がなくなったこと  
②区民のお互いの信頼感が高まったこと



笹原 亨さん（長江団地）

市は来春一月十五日（成人の日）に、新しく二十歳を迎えらるる青年を祝い励ます「成人式典」を行います。つぎの要領で式典参加者を募集しますので、おとしよりのスポーツとしてゲートボールの普及をすすめてきた。

## 成人式典に参加を 感想文も募集

### 感想文も募集

当初、納税組合員は十一人だったが現在三十九人を数えるに

▽申し込み方法 郵便、電話でもけっこうです。住所、氏名、生年月日、勤務先、世帯主氏名、電話番号をご連絡ください。また、市教育委員会と市選挙管理委員会は、新成人者の感想文を募集します。

▽内容と表題 「成人の日」を迎え、新成人者または社会人

市は来春一月十五日（成人の日）に、新しく二十歳を迎えらるる青年を祝い励ます「成人式典」を行います。つぎの要領で式典参加者を募集しますので、おとしよりのスポーツとしてゲートボールの普及をすすめてきた。

▽該当する人 昭和三十四年四月二日から昭和三十五年四月一日までに生まれたかた

▽原稿枚数 四百字づめの原稿用紙八枚以内

▽選考 応募作品の中から三編を選び、成人式典当日に二編（男女）を発表します。

▽式典参加申し込み、感想文応募は、十二月二十日までに、市教育委員会社会教育課（電話二一、一、内線四三三）へどうぞ。



日向農協会館の完成と合併六周年を祝う「第一回農業まつり」が、十一月十日から十一日の二日間、同会館を主会場に開かれました。会場では食品即売コーナーに人気が集。市備より安い品物を求める主婦たちでごったがえしました。演芸会場では自衛隊の吹奏楽演奏会や、郷土芸能大会、武中はじめショーなどがあり、盛況のうちに幕を閉じました。

## 初めの農業まつり



## 南小に鼓隊誕生

財光寺南小学校（時任逸夫校長・児童数六百三十五人）の第一回運動会が十一月七日開かれました。この運動会の中で、児童の鼓隊（ドラムマーチング）がひろうされ、リズムカルなばさばさに父兄から大きな拍手がわきました。この鼓隊は県北初めてで、八月上旬から五、六年生の児童五十人で練習を始め、この日が「初舞台」となったものです。

## 市民合唱団の集い

こととして二回目を迎えた「市民合唱団の集い」が、十一月十一日午後一時から南町の建設会館で開かれました。会場には、約三百人の聴衆が詰めかけ、ひむかいコーラス、日向混声合唱団など七グループの美しい歌声にうっとり。プログラムが終了すると、来年の再会を約束するかのよう観客席全員が立って合唱しました。





おしらせ

加入してまずか

農業者年金

いま、農業者年金の加入救済措置がとられていますが、該当するのにまだ加入していないかたは早目に加入しましょう。

農業者年金に加入しますと、その人が高齢になつて経営移譲をした場合、六十歳（六十歳後に移譲したときはそのとき）から経営移譲年金が終身支給されます。

また、経営移譲しなくても、六十歳まで農業を続けていた人には、六十五歳からは農業者老齢年金が支給されます。現在、加入時期をのがしたために、加入していない人でも一定の要件に該当すれば加入することができ、なお、この措置はことごとしいっぱいで打ち切られますので、該当されるかたは早めに手続きをしてください。

- ① 国民年金の被保険者である
- ② 当然加入の場合



白ばらクイズ (35)

投票の理者は、投票所において事務全般を管理執行し、投票に関する手続きのすべてについて最終的な決断権を有する。

▽右の○にはどんな文字があたりますか？ 答えをはがきを書いて、本町十番五号、市選挙管理委員会あて十二月十日までにお出しください。

- ① 奈須節夫(日知屋公園通り)
- ② 黒木リエ(平岩金ヶ浜)
- ③ 松葉伸子(平岩鶴毛)

◎ 保険料(掛金)の額

1、当然加入の場合	46年1月～51年6月	1月につき	3,600円
	52年10月～52年12月	〃	2,450円
	53年1月～53年12月	〃	2,870円
	54年1月～54年12月	〃	3,290円
2、後継者加入の場合	基準日の属する月～申し出の前月	1月につき	3,600円
	申し出の月～54年12月	〃	3,290円

◎ 年金額(年額)

年金額	納付期間	5年の場合				10年の場合				15年の場合				20年の場合			
		経済移譲年金		農業者老齢年金		計		計		計		計		計			
60～64歳	経済移譲年金	376,600円		502,100円		627,600円		753,200円									
65歳以後	経済移譲年金	37,700円		50,200円		62,800円		75,300円									
	農業者老齢年金	47,100円		94,100円		141,200円		188,300円									
	計	84,800円		144,300円		204,000円		263,600円									

② 資格を満たした月から計算して、六十歳になるまで二十年以上の被保険者期間があること。ただし、大正五年から昭和九年生まれの人には、その期間が特例により短縮されています。

③ 耕作している農地(自作地、小作地)などが五十アール以上ある経営主。

④ 以前に農業者年金に加入して、その後資格をなくしている人でも、現在、前述の三つの要件を満たしていれば加入できます。

① 国民年金の被保険者であること。

② 大正八年七月三日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた後継者の人で、引き続き三年以上耕作、または養畜の仕事をしている人。

③ 特定農業者(五十アール以上の農地などを耕作し、後継者のいる経営主)が死亡している場合は、後継者の耕作している農地などが一定の要件を満たしていること。

くわしいことについては、農業委員会(☎21111、内線三四二)、または農協支店へおたずねください。

行政相談と人権相談

みなさんは「行政相談」を存じでしょうか。

「これはこまった、役所でなんとかしてほしい」というとき、親身になってお世話するのが、行政相談委員の役目です。

例え、恩給、国税、生活保護、環境衛生、交通、公害など、役所などの仕事で、お困りのかたや意見要望のあるかたは、ご遠慮なく相談においでください。

▽日時 十二月六日(木)、午前十時から

▽場所 市勤労青少年ホーム  
▽相談受付 行政相談委員の黒木正男さん(江良町)、井上鉄雄さん(金ヶ浜)と宮崎行政監察局職員。

なお、行政相談委員は常時自宅に相談に応じていますので、遠慮なくご相談ください。

また、十二月六日は同会場無料で人権相談も行われますのでご利用ください。

空地はいつも美しく

昭和四十九年に制定された「日向市民の環境と自然をまもる条例」のなかでは空地を所有し、占有し、または管理する人に対して、近隣住民の生活環境を害さないよう適正に管理するようにと、その義務が定められています。

ところで、最近市内のあちこちの空地で、雑草が生い茂っているのを見かけます。

これらは、帰化植物(セイタカアワダチソウなど)のかつこのの繁茂場所となり、衛生害虫などが最も好む越冬の巣ともな

12月の休日在宅医

当番医が変更する場合もあります。テレフォンサービス(☎31214)で確認を!

日	診療科目	病(医)院名	住所	電話
2	外・整外・胃腸・皮	千代田病院	鶴町	②7111
	産婦人科	柳田医院	都町	②2950
	内・放・精神科	田中病院	門川町	③1446
9	産婦・外・胃腸・放	二木医院	往還	④4468
	内・胃腸科	吉森医院	原町	②4046
16	精神科	協和病院	往還	④2806
	整形外科	鮫島医院	原町	②8191
23	産婦人科	永田医院	鶴町	②3388
	内・小児科	田中医院	江良町	②2515
29	耳鼻・咽喉科	長田医院	原町	②0266
	産婦・内・外科	渡辺病院	笹野中	⑦1011
	内・放・小児科	白石病院	門川町	③1365
30	内科	黒木医院	吉野川	②6055
	産婦・肛門科	篠原医院	門川町	③1059
	内・放・小児科	山中医院	南町	②2266
31	外・整外・胃腸科	此元病院	北町	②5488
	皮膚・泌尿器科	松岡医院	原町	②5407
	整形外科	沼田医院	原町	②3785
31	内科・外科	三ヶ尻医院	鶴町	②5557
	耳鼻・咽喉科	浦上医院	曾根	②2936
31	耳鼻・咽喉科	山口医院	上町	②2203
	内・精神科	鮫島病院	権現原	④4043

一月に子宮ガン検診

市は、県対がん協会の協力を得て、来年一月九日から一月二十五日の間に「子宮ガン検診」を行います。くわしいことについては、申し込み書を回覧しますので、この機会にもれなく受検してください。

「子宮ガン検診」については、衛生清掃課(☎21111、内線五二五)へおたずねください。

あたたかいご寄付

日向市社会福祉協議会

つきのかたがたから社会福祉事業寄付金が寄せられました。ありがとうございます。

- ▽西部トキミ(石並)▽長野忠義(余瀬)▽河野敏子(吉野川)▽宮内辰夫(駅通り)▽吉森治男(原町)▽黒木身己雄(江良)▽寺原浜治(切島山)
- ▽鈴木タエ子(本谷)▽田原袈裟次郎(上町)▽金丸文子(新町)▽工藤多喜子(花ヶ丘)
- ▽植松俊二(宮崎市)▽柏田組

身障相談員を委嘱

身体に障害のあるかたの、更生援護の相談、指導や福祉の増進をはかるために、つぎの四人のかたが県から「身体障害者相談員」に委嘱されました。

払込月数	割引額
1年	1万円
6か月	5千円
3か月	千円

例・月額保険料一万円の場合

前納払い込みで

簡易保険の毎月の保険料を、前もってまとめて払い込みます(財形貯蓄保険を除く)、つぎのような割引があります。

保険料の前納払い込みは、有利な制度です。たいせつなお金をじょうずに使うためにも、十二月のようにまとまったお金が入る時期に計画的に利用されることをおすすめします。

(日向郵便局)